

臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事務について

平成 26 年 2 月 17 日
保 健 福 祉 部

1 事業の目的

平成 26 年 4 月から消費税及び地方消費税の税率が 8 %へ引き上げられることに伴い、低所得者への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を、また、子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、子育て世帯臨時特例給付金を支給するものである。

2 実施主体及び費用負担

- (1) 実施主体 盛岡市
- (2) 費用負担 全額国費

3 支給事業の概要

- (1) 臨時福祉給付金 別紙 1 のとおり
- (2) 子育て世帯臨時特例給付金 別紙 2 のとおり

4 支給方法等

(1) 申請及び支給方法

ア 臨時福祉給付金又は子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日において住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行うことを基本とする。

イ 給付金の支給は、申請者からの申請に基づき審査の上決定し、当該者に対して給付金を支給するものとする。

ウ 申請は郵送又は窓口において行い、給付金の支給は、申請者が指定した口座への振込みを原則とするものとする。

(2) 支給時期

給付金の支給については、平成 26 年度分の市町村民税の賦課決定（平成 26 年 6 月）後速やかに開始するものとし、申請受付開始後の概ね平成 26 年 7 月から順次行うものとする。

(3) 申請受付及び申請期限

ア 給付金の支給に必要な申請書類は、市民に対し概ね平成 26 年 6 月に送付又は配布するものとする。

イ 申請期限は、平成 26 年 11 月末日までとする。

5 事業の推進体制

平成 26 年 4 月に保健福祉部内に「臨時福祉給付金等支給事務局」を設置し、関係部課と連携を図りながら事業を推進するものとする。

6 市民への周知等

広報、ホームページ、全戸配布チラシにより周知を図るものとする。また、市民からの問い合わせ対応のため、コールセンターを設置するものとする。

【臨時福祉給付金】

1 支給対象者及び支給額

(1) 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）において、次の条件を満たした者とする。

ア 盛岡市の住民基本台帳に記録されている者（外国人を含む。）

イ 平成 26 年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者（ただし、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）

※ 生活保護制度内で対応される被保護者等にあつては、平成 26 年 4 月の基準額の改定で対応されることから、臨時福祉給付金の支給対象者からは除かれる。

(2) 支給額

ア 支給額 支給対象者 1 人につき 1 万円

イ 加算措置 支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、平成 26 年 4 月の年金の特例水準解消等を考慮し、1 人につき 5 千円を加算するものとする。

【加算対象】：老齢基礎年金，障害基礎年金，遺族基礎年金，児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当及び障害児福祉手当の受給者等

2 支給対象者数及び予算

(1) 支給対象者数（概算） 61,000 人（うち加算措置対象者 36,000 人）

(2) 予算

平成 25 年度 3 月補正で予算措置を行い、事務費の一部及び給付費は繰越明許費として次年度に繰り越して執行したい。

事業費概算 870,000 千円

（内訳）給付費 783,000 千円

事務費 87,000 千円

3 その他

(1) DV被害者については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす場合には配偶者等の扶養親族等とはなっていないものとみなし、直接本人へ支給するものとする。

(2) 児童養護施設等に入所している児童については、保護者等の扶養親族等とはなっていないものとみなし、直接本人へ支給するものとする。

(3) 基準日に死亡した者及び基準日の翌日以降から支給決定がされる前の間に死亡した者については、支給の対象から除かれるものとする。なお、支給決定後に支給対象者が死亡した場合には、相続の対象になるものとする。

【子育て世帯臨時特例給付金】

1 支給対象者，対象児童及び支給額

(1) 支給対象者

平成 26 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）において，次の条件を満たした者とする。

ア 平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付※1 を含む。以下「児童手当」という。）の支給を受ける者

イ 平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者

（※1）児童手当の所得制限を超えた者に対する児童手当法の附則に基づく支給

(2) 対象児童

基準日において，支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当の対象となる児童

※ 臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者等は除かれる。

(3) 支給額

対象児童 1 人につき 1 万円

2 支給対象者数及び予算

(1) 支給対象者数（概算） 17,000 人（対象児童 約 28,500 人）

(2) 予算

平成 25 年度 3 月補正で予算措置を行い，事務費の一部及び給付費は繰越明許費として次年度に繰り越して執行したい。

事業費（概算） 326,000 千円

（内訳）給付金 285,000 千円

事務費 41,000 千円

3 その他

(1) 基準日に生まれた児童を養育する者については，平成 26 年 2 月分の児童手当の受給者で，平成 25 年の所得が児童手当の所得制限額に満たない場合には支給対象に含めるものとする。

(2) DV 被害者については，対象児童を養育しており，一定の要件を満たす場合には，直接本人へ支給するものとする。

(3) 児童養護施設等に入所している児童については，保護者等の扶養親族等とはなっていないものとみなし，直接本人へ支給するものとする。

(4) 支給対象者及び対象児童が基準日に死亡した場合，又は基準日の翌日以降に死亡した場合については，次により取り扱うものとする。

ア 支給対象者が死亡した場合

児童手当の受給資格のある配偶者等を支給対象者とするものとする。

イ 対象児童が死亡した場合

支給決定がなされる前に死亡した場合は、支給の対象から除かれるものとする。

なお、支給決定後に死亡した場合には、支給の対象となるものとする。